

(2) 検査実施までに要する時間、陽性になった方への対応は—

(質問) 市民が保健所やかかりつけ医に相談してから、検査実施までに要した時間、検査結果が出るまでに要した時間、検査で陽性になった方への対応を問う。

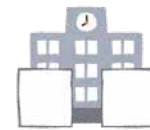
(答弁) 平日の午前中に、市内の医療機関で受診し、検査を受けることが必要と診断された場合は、医師から「鈴鹿市臨時外来検査センター事務所」に検査の予約を行う。受付が完了すればその日のうちに検体が提出できる。検査予約者に対して、検体の提出から検査結果が判明するまで、マスクの着用と外出を控えるようお願いしている。

検体の検査は、民間の検査機関に委託しており、結果は早ければ検体提出日の2日後に判明する。

検査結果が陽性の場合、鈴鹿保健所から、その後の措置の説明だけでなく、行動歴や接触者の聞き取り調査を行う。聞き取りの結果、濃厚接触者と把握された方には、鈴鹿保健所から連絡があり、PCR検査が速やかに実施される。検査結果が陰性であっても、一定期間の自宅待機が要請され、期間中に何らかの症状を発症した場合には、直ちにPCR検査が実施される。

4 教育機関への影響について

(1) 小中学校が臨時休業する場合の情報発信手順は—



(質問) 小中学校を臨時休業する場合、保護者への情報発信・通知についてどのような手順で実施しているか。

(答弁) 児童生徒の感染が保健所から保護者に伝えられた後、保護者は学校に報告し、学校は教育委員会に報告する。その後、学校および教育委員会は、濃厚接触者の特定や検査に必要な期間を決定することに協力している。期間の決定後、教育委員会は、当該校のみを臨時休業とし、学校は、保護者に対し速やかに臨時休業の実施および休業期間を通知する。

本来であれば、感染症に関する情報の公表は、

法律に基づいて都道府県知事や保健所設置市などが行うが、学校の臨時休業の連絡については、児童生徒の当日の混乱を避けるため、県からの公表に先立って、連絡が必要な保護者に限定し、感染判明の当日に通知している。

市の考え方としては、正しい情報を発信することで市民の不安を取り除き、感染した児童生徒と関係者の人権を守るため、県の公表後、市ホームページに当該校の臨時休業の実施情報を掲載している。また、保護者への通知に際しても人権の尊重および個人情報の保護、学校の風評被害防止について、理解と協力を求めている。

(2) 不登校、不登園の状況は—

(質問) 幼稚園・小中学校における新型コロナウイルス感染症に関わる不登校・不登園の状況を問う。

(答弁) 公立幼稚園において現在、登園を渋ったり、長期的に休んでいる園児はいない。小中学校では、4月から10月末までに、感染症を理由に15日以上欠席した児童生徒は44人いる。この中には罹患者、濃厚接触者も含んでおり、さらに、これまでの欠席状況などを振り返ると、単に感染症への不安だけでなく、さまざまな要因が重なっていると捉えている。早期の段階からスクールカウンセラーなどと連携した対策を講じるなど、欠席が長期に及ぶことのないよう対応していく。

(3) ICT機器を活用した自宅学習支援は—

(質問) 感染症を受けて不登校となっている児童生徒や、自宅待機を余儀なくされた児童生徒（濃厚接触者など）に対するICT機器を活用した自宅学習支援の内容を問う。

(答弁) 10月30日以降に臨時休業を行った中学校3校では、自宅待機となった生徒にノートパソコンを貸し出し、自宅待機期間中の平日の朝夕に、教員と生徒とがオンラインでつながり、健康状態の確認や課題の提示などを行う取り組みを試行的に実施した。今後、欠席が続く児童生徒や、不登校児童生徒の学びを保障する方策の一つとして、ノートパソコンの活用のある方を検討していく。

第10回新型コロナウイルス感染症対策特別委員会「後編」は、2月20日発行の議会だより臨時号に掲載します。後編では、経済対策、生活支援対策、福祉対策などを取り上げます。

「議会だより臨時号のお知らせ」

本年度の議会報告会は、新型コロナウイルス感染症の影響により会場での開催を取りやめ、委員会ごとの報告を掲載する議会だより臨時号を令和3年2月20日に発行し、皆さまからご意見をいただきます。